

# 愛知県企業庁共同企業体取扱要領

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県企業庁が発注する建設工事の施工に際して、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体

県内建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

(2) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体

## 第2章 経常建設共同企業体

(入札参加資格)

第3条 経常建設共同企業体(以下、この章において「企業体」という。)が建設工事の競争入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を受け、愛知県企業庁の入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

2 前項の登録は、別表に掲げる建設業の種類ごとに行う。

3 第1項の登録は、定時受付分については隔年度ごとに、随時受付分については必要な都度行う。ただし、他の法令に定めがあるとき又は知事が必要と認めたときは、この限りでない。

(登録の申請手続き)

第4条 前条の登録を受けようとする企業体は、次に掲げる事項を記載した申請書、企業体の結成及び運営等についての協定書(様式第1)及び企業体の入札、見積及び契約締結等の権限についての委任状(様式第2)を企業庁長に提出しなければならない。

(1) 企業体の名称

(2) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名

(3) 登録を受けようとする建設業の種類

2 企業庁長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 企業庁長は、前条の登録の申請があったときは、その内容について審査する。

4 第1項の登録に必要な申請の方法等は、愛知県公報で告示する。

(構成員の資格)

第5条 企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請をする建設業の種類（以下「登録業種」という。）について、企業庁における入札参加資格を有すること。
- (2) 登録業種について、建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可（同条第3項に規定する許可の更新を申請している場合を含む。）を有してからの営業年数が申請日まで継続して5年以上あること。
- (3) 申請日からさかのぼって2年間に登録業種に対応する工事について元請業者（発注者から直接工事を請け負う者をいう。以下、同じ。）としての実績を有すること。
- (4) 登録業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存すること。
- (5) 愛知県内に主たる営業所を有すること。
- (6) 他の企業体の構成員でないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県企業庁が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

（構成）

第6条 企業体の構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 登録業種のうち、第9条の規定により格付けを行うものにあつては、同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること
- (2) 3者以内で構成されていること
- (3) 企業体の代表者は、登録業種が第9条の規定により格付けを行うものにあつては、構成員のうちで最上位等級に属する者の中から選定しなければならない。ただし、登録業種が第9条の規定により格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうち総合点数が最も高い者を代表者としなければならない。

なお、登録業種が複数ある場合においては、原則として、当該登録業種に格付けを行うものを含む場合にあつては、構成員のうちで格付けが最上位である登録業種が最も多い者を選定するものとする。また、格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうちで総合点数が最高点である登録業種が最も多い者を代表者とするものとする。

（欠格要件）

第7条 企業体が次の各号の一に該当するときは、第3条の登録をしない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者であるとき  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない
- (2) 申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

（出資比率）

第8条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

（格付け）

第9条 企業体の格付けは、次項に定める総合点数をもとに、愛知県企業庁競争入札参加資格者の登録及び格付要領第6条に準じて行う。

- 2 総合点数は、別表のうち希望する工事の種類ごとに別に定める「経常建設共同企業体の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、成績評価点数と経営事項評価点数を合計したもの

とする。

(登録の有効期間)

第 10 条 第 3 条の登録は、同条第 3 項に規定する隔年度ごとに行った登録により新たな入札参加資格者が決定されたときは、その効力を失う。

(結果の通知)

第 11 条 企業庁長は、第 4 条第 3 項の審査及び第 9 条の格付結果を申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第 12 条 第 3 条の登録の申請をした企業体は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を文書で企業庁長に届け出なければならない。

(解散)

第 13 条 企業体が協定期間内に解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を文書で企業庁に届け出なければならない。

(登録の取消又は資格の制限)

第 14 条 企業庁長は、企業体が第 7 条各号及び次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は資格を制限する。

- (1) 不正の手段により登録を受けたとき
- (2) 協定期間内に解散したとき
- (3) 登録の取消又は資格の制限の申し出があったとき
- (4) 構成員が入札参加資格を失い又は制限されたとき

(設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の取扱い)

第 15 条 設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体については、第 3 条第 1 項及び第 3 項、第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 6 号、第 8 条並びに第 10 条から前条までの規定を準用する。

### 第 3 章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第 16 条 特定建設工事共同企業体（以下、この章において「企業体」という。）に対して発注する工事は、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事その他工事の規模、性格等に照らし企業体による施工が必要と認められる工事で企業庁長が定めるものとする。

(企業体の募集)

第 17 条 企業体の募集は、次に掲げる事項を次条に規定する申請書の提出期限まで企業庁総務課及び各出先機関の所定の場所に掲示して行う。

- (1) 対象となる工事
- (2) 企業体の構成員の資格
- (3) 企業体の結成に関する事項
- (4) 入札参加資格審査申請の方法

(5) その他必要な事項

(入札参加資格審査申請)

第 18 条 入札参加資格の審査を受けようとする企業体は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第 3）、企業体の結成、運営等についての協定書（様式第 4）及び企業体の入札、見積、契約締結等の権限についての委任状（様式第 5）を企業庁長に提出しなければならない。

- (1) 企業体の名称
- (2) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名
- (3) 対象工事名及び工事場所

2 企業庁長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

(構成員の資格)

第 19 条 企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 企業庁における入札参加資格を有し、かつ、現に愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県企業庁が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと
- (3) 当該工事と同種の工事について、元請業者として一定の実績を有すること
- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること
- (5) 当該工事に対応する業種について、愛知県企業庁競争入札参加資格者の登録及び格付要領第 6 条の総合点数が一定の数値以上であること。なお、地方公共団体の物品等の又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定に該当するものについては、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に定める総合評定値が一定の数値以上であること。
- (6) 経常建設共同企業体でないこと
- (7) 当該工事において、他の企業体の構成員でないこと

2 外国建設業者（平成 6 年 6 月 8 日付け建設省告示第 1461 号の附則の 2 に定めるものをいう。）については、前項第 3 号の「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者」を「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及びこれらの者と同等以上の潜在能力があると国土交通大臣が認定した者」に読み替える。

3 第 1 項第 3 号の一定の実績及び同項第 5 号の一定の数値は、発注する工事ごとに企業庁長が定める。

4 企業庁長は、第 1 項に規定するもののほか、工事の規模、性格等に照らし必要と認めるときは、別に要件を定めることができる。

(企業体の結成)

第 20 条 企業体は、A 等級 2 者又は A 等級及び B 等級の者の任意結成とする。ただし、企業庁長が必要と認めるときは、A 等級 3 者又は A 等級 2 者及び B 等級の者の任意結成とすることができる。

また、特殊な大規模工事で企業庁長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 企業体の代表者となる構成員は、A 等級の者でなければならない。

(出資比率)

第 21 条 構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

2 企業体の代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(入札参加資格者等の決定)

第 22 条 企業体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに企業体の入札参加資格の有無は、愛知県企業庁指名審査会に諮り、企業庁長が決定する。

(格付け)

第 23 条 企業体の格付けは、A 等級とする。

(調査指導)

第 24 条 企業庁長は、企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

附 則

この要領は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

	種 類
1	土木工事業
2	建築工事業
3	とび・土工工事業
4	電気工事業
5	管工事業
6	鋼構造物工事業
7	舗装工事業
8	しゅんせつ工事業
9	塗装工事業
10	機械器具設置工事業
11	電気通信工事業
12	造園工事業
13	さく井工事業
14	水道施設工事業
15	清掃施設工事業
16	解体工事業

## 経常建設共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事

の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の(共同企業体名義の)別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。



(代表者の脱退及び変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、発注者に引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

## 〇〇〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

### 記

- |   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 |     |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
|   |       | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役

〇 〇 〇 〇

〇〇建設株式会社 代表取締役

〇 〇 〇 〇

様式第2

委 任 状

元号〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事

殿

愛知県公営企業管理者企業庁長

委任者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

私は愛知県における元号〇〇年度及び元号〇〇年度の〇〇建設共同企業体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札、見積及び契約締結等に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- |   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 |     |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
|   |       | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名して各自所持するものとする。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇建設共同企業体  
代表者 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 殿

( ふ り が な )		
共同企業体の名称		
代表 構 成 員	住 所  商号又は名称  代表者職氏名	
その 他 の 構 成 員	住 所  商号又は名称  代表者職氏名	
その 他 の 構 成 員	住 所  商号又は名称  代表者職氏名	

次の工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名

---

工 事 場 所

---

様式第 4

## 〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、〇〇〇工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、この企業体の清算が行われるまでとし、その他の場合は当該工事の入札終了時までとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の(共同企業体名義の)別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に

においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の脱退及び変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、発注者に引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇
〇〇建設株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇
〇〇建設株式会社	代表取締役	〇	〇	〇	〇



# 委 任 状

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県公営企業管理者  
企業庁長 殿

共同企業体の名称

---

所 在 地  
構 成 員 商号又は名称  
代 表 者 名

---

所 在 地  
構 成 員 商号又は名称  
代 表 者 名

---

所 在 地  
構 成 員 商号又は名称  
代 表 者 名

---

私は〇〇〇〇〇〇〇〇工事について〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、当該工事が完了するまで下記の権限を委任します。ただし、保証金又は保証物及び支払金の請求、領収については、期間後もなお効力を有するものであります。

## 記

- 1 見積り及び入札に関すること。
- 2 契約書類に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付の請求及び領収に関すること。
- 4 支払金の請求及び領収に関すること。
- 5 支払期日のきた利札の請求及び領収に関すること。